



※いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 はじめに

上記の「いじめの定義」をはじめ、いじめ問題に対する「基本認識」を教職員、児童、保護者ならびに学校に関わるすべての関係者で共通に理解を深め、さらに「いじめは絶対に許されない。」「いじめは、卑怯な行為である。」「いじめは、どの児童にも、いつでも、起こりうる。」ものとしてとらえ、いじめの兆候をいち早く把握していく必要がある。

そこで、「いじめ見逃しゼロ」の取組みを、市教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと実行していく。そして、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」をおくることができるよう、いじめ問題の克服に向け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取組み

（１）いじめ防止のための組織と具体的な取組み

- ① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。
 - ・校内職員：校長、教頭、教務、（副教務）、徳の創造部長、生徒指導主任、該当学年主任、養護教諭
 - ・校外関係者：学校評議員代表、PTA代表、地区民生児童委員代表、公民館代表、子供育成会連合会代表、交通安全協会代表 <市教委との連携>
- ② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組みを行う。
 - ・「学校いじめ防止基本方針」及びそれに基づく取組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - ・いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが実感できる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①児童一人一人が活躍できる学習活動を設定する。
- ②基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ③「縦割り班・なかよし班・通学班」等、異学年交流活動を充実させる。

（３）豊かな情操と道徳心を培うため、すべての教育活動を通じた道徳活動及びや体験活動の充実を図る。

- ①道徳の時間を中心に、「いのちの大切さ」「いじめは絶対に許されない」という認識をもつように指導する。

②飼育栽培活動や地域の先生との交流を通じた学習活動などの体験活動を充実させる。

③毎月7日の「南部の日」は、「天童南部小学校いのちの日」として位置付け、「いのち」、「こころ」、「あんぜん」にかかわる指導を行う。

(4) いじめ防止に積極的に取り組み、明るく楽しく元気よい学校づくりをめざす「児童会活動」を推進する。

①「みんなが仲良くするために」、「いじめを見て見ぬふりをしない」等、児童会が中心となって推進していく。

②子ども自らがいじめの根絶に取り組む意識を高めるために、子どもたち自らが主体的に考え、いじめ防止を訴えていくような活動を推進する。そのため、児童会スローガンをもとにした児童の主体的ないじめ防止の取り組みを通して、いじめは絶対に許さないという学校づくりを行う。

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

②児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

③常日頃から、児童と教職員が「いじめとは何か」について認識を共有する手段を講ずる。(何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する、学校だよりに掲載する等)

④一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。

⑤教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑥毎週行われる「職員打合せ会議」と連動して、「子どもを語る会」を実施し、全教職員で児童の変容や変化を共有し、全校体制で見守っていく。

(2) 家庭・地域・関係機関との連携

①学年・学級懇談会、保護者面談、学校(学級)だより、ホームページ等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。さらに、家庭においても保護者が子供の教育において第一義的責任を有し、常に子供の心情に寄り添うとともに、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを理解させるよう働きかける。

②学校、家庭、地域、関係機関がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域や関係機関と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) いじめ調査等の計画的な実施

①児童対象こころのアンケート調査・校内いじめ防止会議 月1回 (5月～3月)

②保護者・児童対象の県いじめアンケート調査 年2回 (6月 11月)

③子どもと向き合う時間(にこにこ面談)を通じた聞き取り調査(面談) 年2回(6月 11月)

(2) いじめ相談体制(相談窓口などの組織体制)の整備

①いじめ相談窓口を設置し、児童及び保護者が気軽に相談を行えるように相談体制を整備する。担任以外にも相談窓口があることを周知し、相談しやすい環境づくりに努める。

- ②保護者及び地域へも周知し、家庭及び地域での様子・友だち関係などの情報を収集し、指導に生かせるように努める。
- ③より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ④本校以外での電話相談は以下の機関でも受け付けている。
- ・山形県教育センター 相談ダイヤル 654-8383 来所予約 654-8181
 - ・天童市教育委員会 保護者・教職員対象 654-1111（内線 822）
 - ・山形県人権啓発活動ネットワーク協議会 子どもの人権 110 番 0120-007-110（フリーダイヤル）

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（1）素早い事実確認・報告・相談

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、速やかに警察署など関係機関と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（2）発見・通報を受けての組織的な対応

- ①発見、通報を受けた教職員は迅速に、「校内いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応にあたる。

（3）被害者への対応及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得る。
- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことに努める。
- ②いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、組織的にその再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、関係機関や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ②いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめ等への対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ②早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについても周知を図る。
- ③パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、外部機関を活用した児童・保護者を対象にした研修会を実施したり、学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に情報を提供したりして、理解を求めていく。

④被災児童・性同一性障害児童に対するいじめも十分に留意していく。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、
又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、市教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合 等

＜組織の構成＞

- ・「校内いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、天童市教育委員会及び山形県教育委員会「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
- ・調査組織の構成員については、以下の団体等より選出するが、天童市教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。
 - 県弁護士会 ○県医師会 ○人権擁護団体 ○PTA代表
 - 学識経験者 ○心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ・具体的な人選については、事案との関係を勘案し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

（２）校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、速やかに天童市教育委員会を通じて、天童市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、警察署、児童相談所、県教育委員会「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「ＱＵアンケート」や「児童や保護者へのいじめアンケート」「児童とのこにこ面談」の実施と分析、さらに「子どもを語る会」での話し合いを通し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、すこやかスクール支援員等の連携により、教育相談体制を機能させる。

※学級担任を中心として、全教職員が児童理解に努め、児童の悩みや要望を受け止めて、楽しい学校生活を送れるように指導、支援していく。具体的な計画は「学校経営概要」による。

（２）生徒指導体制と活動計画

- ・児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有，組織的対応を常に意識して指導，支援にあたる。

8 校内研修

(1) いじめの理解，組織的対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・ いじめに係る研修を年間計画に位置付け，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い，教職員の共通認識を図る。
- ・ 特に道徳の授業の改善と充実を図っていく。また，「生徒指導の3機能を生かした授業づくり」について研修を深め，いじめ問題の未然防止に努める。

9 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・ 学校評価において，その目的を踏まえて，いじめ問題を取り扱う。この際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ・ 学年，学級懇談会や学校だより，ホームページ等において，いじめに係る学校基本方針やその取組，学校評価の結果等についてお知らせし，いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

- ・ いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき，常に組織的な対応によるいじめ問題の未然防止，早期発見，早期対応の取組を徹底し，その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・ 学期末の職員会議において，いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし，全教職員で共通理解を図る。